

国民健康保険の

届出を忘れずに

平成18年度を迎えてから1か月が過ぎましたが、今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまう方は**国保への加入**、また、国民健康保険に加入していた方が就職して、会社等の健康保険に加入した場合は、**国保からの脱退**が必要になります。会社や健康保険組合からの連絡はありませんので、必ず住

民課へ届出をしてください。特に国保に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険料は他の健康保険を喪失した日までのばりしますのでご注意ください。同じ世帯の方で、左表に掲げる内容にあてはまる場合は、その都度必ず14日以内に届出をしてください。

国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市区町村の転出証明書
・会社の健康保険をやめたとき	印鑑、会社の健康保険をやめた証明書
・会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
・子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
・生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
・会社の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と会社の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの）
・会社の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
・国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
・生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
・退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
・町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
・世帯主や氏名が変わったとき	
・世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）
・保険証をなくしたときや汚して使えなくなったとき	

☎ 住民課国民健康保険係 2115

国民年金の 種別変更を

人生の節目には
20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金の被保険者です。職業などにより、加入の種別は次の3つに分かれます。

- 第1号被保険者
・ 自営業者や無職の方など
- 第2号被保険者
・ 会社員や公務員
- 第3号被保険者
・ 会社員等の被扶養配偶者

結婚や就職などにより加入の種別が変わるときは、年金の届出が必要です。届出の遅れが2年を過ぎた期間は、未納期間となってしまうので、

でご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないよう自分の年金は自分で守りましょう。

次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、必ずチェック!!

- 20歳になったとき
- 就職したとき
- 結婚したとき
- 第3号被保険者の配偶者(夫)が転職したとき
- 厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき
- 退職したとき
- 離婚したとき

手続きに必要なもの

健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書、年金手帳、会社の保険証など

☎ 2116

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 5月31日
軽自動車税 全期
固定資産税 1期

納期内の納付にご協力ください。町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課 2143

**5月31日は
自動車税の納期限です**
自動車税はコンビニでも納められます。忘れずに、5月31日までに納めましょう。

☎ 埼玉県上尾県税事務所
772-7111



保育所地域 交流会開催

保育所では、地域にお住まいの子育て中のみなさんと、保育所の子どもたちとの交流会を開催します。保育所の子どもたちと一緒に、外遊びをしながら、育児に関する相談、子育ての助言などを行っています。お気軽にご参加ください。

<平成18年度前期予定>

期日	保育所
5月10日(水)	南
5月11日(木)	中央
5月16日(火)	北
6月13日(火)	北
6月15日(木)	中央
6月21日(水)	南
7月5日(水)	南
7月6日(木)	中央
7月11日(火)	北

雨天の場合は中止となります。

対象 町内在住の就学前の乳幼児とその保護者

時間 9時30分～11時

☎ 北保育所(寿3) 21

☎ 3258

☎ 中央保育所(小室) 6968

☎ 722 4820

☎ 南保育所(小室) 3114

☎ 722 1855

人権擁護委員の日

人権擁護委員制度をご存じですか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設して、一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

人権相談 日時：6月1日(木) 9時～12時
場所：役場第1会議室

町には、法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員がいます。

市川 勝久氏 永田 康子氏
齋藤 ミツ子氏 小林 伸子氏

町では、6月1日のほかに、奇数月に人権相談を開設しています。相談は無料、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

☎ 人権推進課 2241

「PROTECTING HUMAN DIGNITY」

守ろう人間の尊さを

5月は『赤十字運動月間』です

5月8日は『世界赤十字デー』です（赤十字の創立者アンリー・デュナンの誕生日）。

赤十字は皆様から寄せられた社資（活動資金）により、災害救護活動・国際救援活動・救急法等講習事業・血液事業・医療事業など、さまざまな活動を展開しています。

日本赤十字社埼玉県支部 伊奈町分区

同和問題とは

同和問題とは、江戸時代の封建社会で固定化された身分制度に由来するもので、その身分が廃止された後も、「同和地区に住んでいる」あるいは、「同和地区に生まれた」という、ただそれだけの理由で、一部の人が結婚、就職などの面で差別を受け、憲法で保障されている基本的人権が侵害されているという、早急に解決しなければならない重要な人権問題です。

この同和問題解決のため、昭和44年に同和对策事業特別措置法が施行されてから、今日までにさまざまな施策が行われ、同和地区の生活環境などは、おおむね改善されました。

しかしながら、人々の心の中に残る差別意識については、さまざまな人権問題への関心の高まりや同和教育および各種の啓発活動の推進により、着実に解消に向けて進んでいるものの、時として差別発言や差別落書きがみられるなど、今なお課題が残されています。

私たちは、かけがえのないひとりの人間として尊重されるべきものであり、そのような人権尊重の精神から「差別」は許すことのできないものです。

私たち一人ひとりが、このことを心がけて行動し、差別のない明るい社会を築かねばなりません。

同和問題を正しく理解しましょう。

埼玉県発行

「断固拒否！えせ同和行為

えせ同和行為対応の手引」より



ケイトの “What's on”



No. 8 Goodbye Japan! (さようなら、日本！)

This month I am sadly writing my last article, as my time in Japan comes to an end. I have almost finished one year in this country, and I will return to my home in Ireland. Before I go, I want to look back on my time here and think about some of the highlights, of which there were many.

When I first arrived in April of last year, one of my very first experiences was of hanami. I visited Omiya park to view cherry blossoms and have a picnic with some new friends. It was a wonderful first impression of Japan and one I will always remember.

Since then I have had several great adventures. I have travelled to many areas, including Hakone, Kyoto, Tokyo, Osaka and Hiroshima. I have tried things unique to this country, such as enjoying a hot spring bath, staying in a Japanese style inn and visiting some beautiful temples and gardens.

I have also done some less traditional activities, including riding rollercoasters in Tokyo Disneyland and supporting Urawa Reds at Saitama Stadium.

I have made many good friends and experienced a lot of kindness and generosity, and my memories of Japan will only be good ones.

So thank you to everyone in Japan that made my stay such a memorable one, I hope to come back and visit again one day!

今月の記事を書いていると、日本とのお別れが近づいていることが身にしみて、何だか寂しい気分になります。私は日本で約1年生活をしてきましたが、このたび、アイルランドへ帰国することになりました。帰国する前に、日本での生活を振り返り、たくさん体験したすばらしい思い出について書いてみようと思います。

昨年4月に日本へ来て、初めて体験したのは“花見”でした。大宮公園で桜を見て、友達とピクニックを楽しみました。このことは日本に対するすばらしい第一印象となり、いつも良い思い出として思い起こされます。

花見のほかにもたくさんのすばらしい体験をしました。箱根、京都、東京、大阪、広島などのたくさんの土地を旅行しました。温泉につかったり、伝統的な日本旅館に宿泊したり、きれいなお寺や庭をまわったりと、日本でしか体験できないことに思う存分挑戦してきました。また、この他にも、日本の伝統とは関係ないですが、東京ディズニーランドのローラーコースターに乗ったり、埼玉スタジアムで浦和レッズの試合を応援したりもしました。

たくさんの良い友達ができ、また、多くの人の親切さ、寛大さに触れることができた日本での生活は、全てとても良い思い出です。

私が日本生活をこんなにも満足して過ごせたのはみなさんのおかげです。どうもありがとうございました。またいつの日か日本へ戻って来たいと思っています。

ケイトへのお問い合わせは、教育委員会学校教育課 ☎ 2532へ